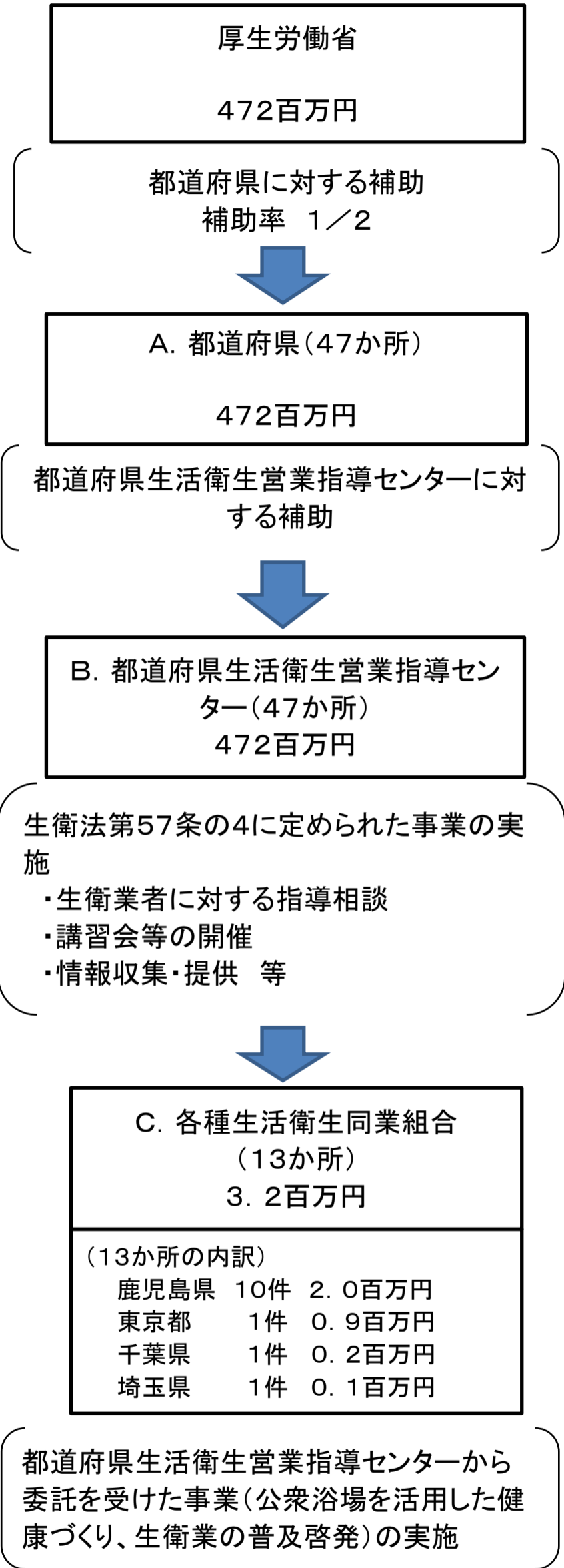


行政事業レビューシート

(厚生労働省)

予算事業名	生活衛生営業指導費補助金	事業開始年度	昭和40年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	生活衛生課	生活衛生課 松岡 正樹		
会計区分	一般会計	上位政策				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第1項	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業(生衛業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、各都道府県の区域内における指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。</p> <p>【生衛法第57条の4第1項に規定する事業】</p> <p>①生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。</p> <p>②生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。</p> <p>③第57条の12に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。</p> <p>④生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。</p> <p>⑤生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>⑥上記の事業に附帯する事業。</p> <p>【補助率】1/2</p>					
実施状況	47都道府県で実施					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	680	609	527	492	
	執行額	494	486	472		
	執行率	72.7%	79.8%	89.6%		
	総事業費(執行ベース)	998	980	953		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	補助事業終了後に提出される事業実績報告書において把握するとともに、各ブロック単位で開催される会議に出席し、都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)の担当者と意見交換を行っている。				
	見直しの余地	<p>近年の不用額の反映、モデル事業の廃止等により、平成22年度予算においては前年度より86百万円を削減したところである。</p> <p>一方、経済情勢の悪化を踏まえ、生衛業界のニーズにあった対策を行っていくことが必要なことから、昨年「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を立ち上げ、中間報告をいただいた。その中で、当面取り組むべき事項として、都道府県センターにおける相談指導体制の強化、地域の実情を反映した事業の推進、消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備、地域社会への貢献に対する支援等が提言され、平成22年度予算においては、消費者の苦情処理の体制整備について反映。</p> <p>引き続き中間報告を踏まえ、都道府県指導センターの効果的・効率的な事業に向けた見直しを検討。</p>				
予算監視の・所見						
補記	<p>○国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤がぜい弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念される。このため、生衛業の経営の健全化、衛生水準の確保に係る施策が必要であるが、中小零細が多数である生衛業者、あるいは財政基盤の弱い組合が自らだけでこれを行うことは困難であることから、生衛法第57条の3の規定に基づき都道府県知事が指定した都道府県指導センターが都道府県の補助を受け各都道府県内の営業者や組合に対し指導等実施しているところである。</p> <p>○また、生衛業は国民生活に極めて密接した営業であり、経営の健全化を図り、衛生水準を維持向上することが国民全体の利便性に資するものであることから、国として都道府県が補助した額の1/2を補助しているものである。</p> <p>当該補助事業を廃止した場合には、都道府県の財政状況も厳しい状況であることから、都道府県指導センターが生衛法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図るに当たり多大な支障を来すことになる。</p> <p>【事業／制度の沿革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和32年度 生衛法の制定(議員立法)</li> <li>・昭和40年度 生活衛生営業指導費補助金の創設</li> <li>・昭和54年度 都道府県生活衛生営業指導センターを生衛法に規定(議員立法)</li> <li>・昭和55年度 法律補助</li> </ul>					

資金の流れ  
(資金の受け取り  
先が何を行っている  
かについて補足  
する)  
(単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックごと  
 に最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。使途と費目の  
 双方で実情が分か  
 るように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助金	20.0			
計		20	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	経営指導員4名及び事務職員1名の給与	13.1			
その他	生衛業者に対する相談指導及び検討会、講習会開催経費等	6.9			
計		20	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

別 紙

支出先 上位10者 一覧表

Aブロック 都道府県 上位10者

	支出先	金額(単位:百万円)
1	東京都	20百万円
2	栃木県	14百万円
3	大阪府	13百万円
4	滋賀県	13百万円
5	鹿児島県	12百万円
6	千葉県	12百万円
7	茨城県	12百万円
8	愛知県	12百万円
9	静岡県	12百万円
10	北海道	11百万円
10	福島県	11百万円

Bブロック 都道府県生活衛生営業指導センター 上位10者

	支出先	金額(単位:百万円)
1	(財)東京都生活衛生営業指導センター	20百万円
2	(財)栃木県生活衛生営業指導センター	14百万円
3	(財)大阪府生活衛生営業指導センター	13百万円
4	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター	13百万円
5	(財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	12百万円
6	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	12百万円
7	(財)茨城県生活衛生営業指導センター	12百万円
8	(財)愛知県生活衛生営業指導センター	12百万円
9	(財)静岡県生活衛生営業指導センター	12百万円
10	(財)北海道生活衛生営業指導センター	11百万円
10	(財)福島県生活衛生営業指導センター	11百万円

Cブロック 各種生活衛生同業組合

	支出先	金額(単位:百万円)
1	東京都公衆浴場生活衛生同業組合	0.9百万円
2	鹿児島県すし商生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県社交飲食生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県喫茶飲食生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県食肉生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県理容生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県美容生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県ホテル旅行生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県公衆浴場生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合	0.2百万円
12	千葉県公衆浴場生活衛生同業組合	0.2百万円
13	埼玉県公衆浴場生活衛生同業組合	0.1百万円

※支出先に鹿児島県の組合が多い理由については参考資料参照

(参考資料)

## Cブロックの支出先上位に鹿児島県の組合が多い理由

- 各都道府県生活衛生営業指導センターにおいては、各生衛業の特性及び地域の実情に応じて、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進など生衛業の活性化のための事業を実施している。
- 一部の都道府県生活衛生営業指導センターにおいては、必要に応じて各業種の生活衛生同業組合に事業を委託して実施しているところである。
- 鹿児島県生活衛生営業指導センターにおいては、生衛業を振興し、地域社会の活性化を図るため、県内10の生活衛生同業組合に委託して、消費者に対する生衛業の普及啓発事業を実施していることから支出先が多くなっているものである。